

シェアサイクルを活用した二次交通の活性化等に関する 連携協定書

佐賀市とチャリチャリ株式会社(以下「チャリチャリ」という。)は、シェアサイクルを活用した二次交通の活性化等に関し、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、佐賀市及びチャリチャリが緊密に連携し、安全・安心なシェアサイクルサービス(以下「本サービス」という。)の提供を中核に、佐賀市民及び来街者の自転車利用の利便増進を図り、回遊性の向上による地域経済の活性化を促進するなど、双方が持つ強みを活かした連携の取組を通じて、佐賀市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 佐賀市及びチャリチャリは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 佐賀市リーディングエリアなどにおける二次交通の活性化に関する事項
- (2) 交通事業者と連携したサービスの提供に関する事項
- (3) 観光・地域振興に関する事項
- (4) 災害時の移動支援に関する事項
- (5) 脱炭素社会の実現に向けた取組に関する事項
- (6) 自転車走行ルールの普及啓発に関する事項
- (7) 前6号に掲げる事項のほか、前条の目的を達成するために佐賀市及びチャリチャリが必要と認める事項

2 佐賀市及びチャリチャリは、前項に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行い、具体的な実施事項を決定するものとする。

3 チャリチャリは、佐賀市との協議により、第1項に掲げる事項に係る取組の一部を、チャリチャリの責任で、チャリチャリの関係会社を実施させることができる。

(佐賀市の役割)

第3条 佐賀市は、本協定において、次の役割を担うものとする。

- (1) 前条第1項に掲げる事項に関する市民等への周知及び広報
- (2) チャリチャリが提供する本サービスを実施するための市有地(道路、都市公園、公共施設等)におけるサイクルポートの確保
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(チャリチャリの役割)

第4条 チャリチャリは、本協定において、次の役割を担うものとする。

- (1) 本サービスの運営全般
- (2) 本サービスの実施に係る施設・器材の整備、維持管理及び本サービス終了後の原状回復
- (3) 本サービスを実施するための民有地におけるサイクルポートの確保
- (4) 本サービスに関する利用データ等の収集、利用者アンケート調査の実施及び当該情報の佐賀市への提供
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(費用負担)

第5条 前条各号の実施に要する費用は、全てチャリチャリの負担とし、佐賀市は一切の費用を負担しない。

2 佐賀市自転車等の放置防止に関する条例の規定により、本サービスに使用する自転車が移動・保管された場合の費用は、チャリチャリが負担する。

(協定の見直し)

第6条 佐賀市又はチャリチャリのいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。なお、有効期間満了日の3か月前までに、佐賀市とチャリチャリのいずれかが書面をもって本協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 佐賀市又はチャリチャリのいずれかが、本協定を解約しようとするときは、解約しようとする日の1か月前までに、書面をもって相手方に申し出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、佐賀市又はチャリチャリは、相手方に法令に違反する重大な事実又は公序良俗に反する事実があった場合は、本協定を解約することができる。

(秘密の保持)

第8条 佐賀市及びチャリチャリは、本協定に基づいて相手方から開示された情報のうち、秘密である旨指定された情報(以下この条において「秘密情報」という。)については、相手方の事前の同意がない限り、第三者に開示又は遺漏してはならない。

2 佐賀市及びチャリチャリは、前項の秘密情報を善良なる管理者の注意を持って管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間が満了した後においても効力を有するものとする。

(疑義等の解決)

第9条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、佐賀市とチャリチャリが協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、佐賀市及びチャリチャリそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月4日

佐賀市栄町1番1号
佐賀市

佐賀市長

坂井 英隆

福岡市中央区長浜一丁目1番34号
チャリチャリ株式会社

代表取締役社長

山下 寛太郎